

お知らせ
戦没者等の遺族に對する特別弔慰金（第9回特別弔慰金）が支給されます。

対象者

平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がお亡くなりになるなどの理由で平成21年4月1日において受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者等の子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 （戦没者等と生計関係有していなかった方等は除かれます。）
- 4 右記3以外の
 ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5 右記1〜4以外の三親等内の親族
 （戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。）

支給内容
 額面24万円、6年償還の記名国債

請求期間

平成24年4月2日まで

お知らせ
戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます
9月末で受付終了となりますので対象者で未請求の方は早めに請求ください

戦傷病者を永年介護されてきた妻のご苦労に対し、国として慰藉を行うことを目的として、戦傷病者の妻に支給するものです。

戦傷病者とは、次の給付を受けている方です

○恩給法による増加恩給・傷病年金・特例傷病恩給・傷病賜金

○戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金・障害一時金又は、旧令共済組合特別措置法による傷病年金・

一時金（障害程度第5款症以上）

対象者

△前回「第18回特別給付金」又は「第20回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の場合▽

○平成18年10月1日現在の現況が前回請求時と変更の無い方

○戦傷病者の方が平成8年10月1日から平成15年3月31日までの間に亡くなられた方

△新たに戦傷病者の妻になられた場合▽

○平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に、夫が戦傷病者として、前記増加恩給等の受給権を取得した方

○平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に、戦傷病者として、前記増加恩給等を受給している者と婚姻された方

請求期間

9月30日（水）まで

請求・問い合わせ
 ほけん福祉課
 （すこやかセンター伊野内）
 ☎ 893-3810
 吾北総合支所ほけん福祉課
 ☎ 867-2312
 本川総合支所ほけん福祉課
 ☎ 869-2114

募集
『シルバーハウスの』
入居者募集

『シルバーハウスの』の入居者募集を次のとおり行います。

入居資格

現在、いの町に住所を有する65歳以上の虚弱な高齢者であり、1人室は単身世帯、2人室は夫婦等の二人世帯で、現に住宅に困窮している方。

申込書配布及び受付期間

9月14日（月）～
 9月30日（水）

8時30分～17時30分

（ただし、土・日、祝日を除く。）

部屋の概要

募集戸数

1人室 2戸
 2人室 2戸

場所

いの町6032番地3

間取り

1人室 1LK
 2人室 1LDK

使用料

入居者の収入により、

1人室 4,000円
 2人室 20,000円

2人室 4,800円
 その他 24,000円

その他

入居が決定すれば、収入申告及び保証人が必要となります。

申込書配布・受付・問い合わせ

ほけん福祉課
 （すこやかセンター伊野内）
 ☎ 893-3810

吾北総合支所ほけん福祉課
 ☎ 867-2312

本川総合支所ほけん福祉課
 ☎ 869-2114